

# 社会福祉法人香徳会役員等報酬及び費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香徳会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、理事長・常務理事・施設長（常勤理事）については、別表1とし、その他の役員等の報酬は次のとおりとする。また、監事が理事会及び評議員会に出席した場合は、出席1回として報酬を支給する。

- (1) 理事 理事会出席1回につき 10,000 円
- (2) 監事 理事会及び評議員会出席1回につき 10,000 円
- (3) 評議員 評議員会出席1回につき 10,000 円

## (支 給 日)

第3条 報酬は、月末締め翌月 25 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

## (改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から改定施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 20 日から改定施行する。

※第2条第2項において、理事会と評議員会を別日に開催する場合、それぞれの開催日ごとに報酬を支給する。

別表 1

| 項 目       | 報 酬 金 額     | 備 考 |
|-----------|-------------|-----|
| 理事長       | 100,000 円/月 |     |
| 常務理事      | 50,000 円/月  |     |
| 施設長（常勤理事） | 50,000 円/月  |     |